

たい
せつ
大切 な あなたへ

～こどものけんりノート～



な まえ
名 前

たいせつ

大切なあなたへ

こどもの権利条約では、あなたが家庭で健やかに成長できるよう、あなたとあなたの家族を応援することが大切だとされています。

しかし、家庭の中で生活することが安全・安心ではない場合、児童相談所の人は、家族の人と話し合いをして、あなたが里親家庭や施設で暮らすことを決めます。そして、あなたが暮らしていた家庭で再び生活ができるよう、あなたとあなたの家族を応援していきます。

このノートは、あなたが安心してあなたらしく生活できるように、あなたの権利（あなたができること、ほかの人があなたにははいけないこと）について書いてあります。

「権利」は生まれながらに誰もが当たり前持っているものですが、あなただけではなく、まわりのこどもたちも同じように持っています。

だから、お互いを理解し、認め合いながら助け合っていくことが大切です。

あなたのまわりにいる大人たちはみんな、あなたのことを応援しています。

こどもたちがもっている権利

～子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）～

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちがもっている「権利」について書かれた条約です。

大きく分けて4つの権利を守るように定められています。

生きる権利

ご飯を食べたり、
お風呂に入ったり、
健康で豊かに暮らす
ことができます。

育つ権利

勉強して自分の知りたい
ことを学んだり、
自分らしく成長する
ことができます。

4つの 権利

守られる権利

みんなのプライバシーは
大切に守られ、
あらゆる種類の暴力
から守られます。

参加する権利

自分の思ったことや、
考えたことを自由に言え、
それを尊重されます。



目次

01	ひとりの人として大切にされる権利	4
02	里親家庭や施設にいる理由を知る権利	5
03	里親家庭や施設での生活について知る権利	6
04	あなた自身のことや家族について知る権利	7
05	意見や希望を言う権利	8
06	家族と交流する権利	9
07	あなたの秘密が守られる権利	10
08	暴力から守られる権利	11
09	体と心の健康が守られる権利	13
10	自分の物を持つ権利	14
11	いろいろな情報や考え方を知る権利	15
12	教育を受ける権利	16
13	自由に考えたり信じたりする権利	17
14	遊んだり、休んだり、趣味を楽しむ権利	18
15	いろいろな人と交流する権利	19
16	里親家庭や施設を出たあとも相談する権利	20
	困ったときに相談するところ	21
	子どもの権利条約	24

あなたは、大切な人です。

はだ いろ げんご ねんれい せいべつ ちが
肌の色や言語、年齢や性別に違いがあったり、
びょうき しょう ひと ひとり ちが
病気や障がいがあったり、人は一人ひとり違います。
みんな違っていてもよいのです。

だれ ひと たいせつ
誰もがひとりの人として、大切にされます。



あなたにとって、今、一番安心して生活できるところが
「里親家庭や施設」だと、まわりの人たちが考えました。

あなたは、里親家庭や施設で暮らすことになった理由につ
いて、児童相談所の人にも聞くことができます。

○わたしがここで生活することになったのはなぜだろう？

○いつまで、ここで生活するのかな？

○帰りたいって言ったら帰れるのかな？



あなたは、^{さとおやかてい}里親家庭や^{しせつ}施設での^{せいかつ}生活について^し知りたいことがあれば、^{さとおや}里親さん、^{しせつ}施設や^{じどうそうだんじょ}児童相談所の人に、^{ひと}どんなことでも^き聞くことができます。

○^{まえ}前に^く暮らしていたところと^{ちが}どんな違いがあるかな？
^き聞いてみたいことを^か書いてみよう。

できないことがある場合は^{ば あい}
^{りゆう}その理由を^{せつめい}説明してもらえよ。



あなたは、あなたが生まれてからこれまでのことや、離れて暮らす家族の様子など、知りたいことがあれば、里親さん、施設や児童相談所の人に、いつでも聞くことができます。

○知りたいことを書いてみよう。

もちろん、知りたくない気持ちも大切にされるよ。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

家族は元気げんきにしているかな？
小さい頃ちいころはどうだったんだろう。



あなたは、自分の意見や希望を自由に言うことができます。

あなたが疑問に思うことや不安な気持ち、これからやってみたいことなど、なんでも話してください。

○あなたの気持ちを書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

さとおや しせつ
里親さん、施設や
じどうそうだんじょ ひと
児童相談所の人、アドボケイト…。
だれ はな
誰に話してもいいよ。



※アドボケイトは、あなたの話を聴き、あなたが希望すれば、あなたの思いを
とど ひと つた てつだ ひと
届けたい人に伝えるお手伝いをする人です。



あなたが、家族と連絡を取りたいと思ったときは、里親さん、施設や児童相談所の人に相談してください。

特別な理由がない限り、家族に手紙を書いたり、電話をかけたり、会ったりすることができます。

また、会いたくないときや、話したくないと思うときは、あなたの気持ちを大切にします。



あなたが、人に知られたくないと思っている秘密は、大切に守られます。

例えば、あなたの部屋に、まわりの人は勝手に入ることはできません。また、日記や手紙などを、まわりの人が勝手に見ることはできません。



ぼうりょく りゆう ゆる
暴力は、どんな理由であっても許されません。

おとな ぼうりょく う めいい
大人からだけではなく、こどもから暴力を受けたり、命令
されたりすることも許されません。

ぼうりょく からだ ぼうりょく こころ せい ぼうりょく せ わ
暴力には、体の暴力だけではなく、心や性の暴力、世話を
しないことも含まれます。

ぼうりょく う さとおや しせつ
もしも、あなたが暴力を受けたら、里親さん、施設や
じどうそうだんじょ ひと おとな そうだん
児童相談所の人などまわりの大人に相談してください。



みずぎ かく ぶぶん
水着で 隠れる部分と
くち
口もとを
「プライベートゾーン」と
いうよ。

チェックがついたら、すぐにまわりの大人に
相談してください。

からだ ぼうりょく
体の暴力

- ☐ たた 叩かれる ☐ なぐられる ☐ けられる
- ☐ くび し 首を絞められる ☐ そと だ 外に出される など

こころ ぼうりょく
心の暴力

- ☐ いや 嫌なことや悪口を言われる ☐ さべつ 差別されている
- ☐ じぶん 自分ばかり怒られる ☐ むし 無視される
- ☐ ともだち たた 友達が叩かれるのを見たことがある など

せい ぼうりょく
性の暴力

- ☐ ふろ お風呂をのぞかれる ☐ はだかの写真をとられる
- ☐ むね せい き 胸や性器などプライベートゾーンをさわられる など

せ わ
世話をしない

- ☐ はん た ご飯を食べさせてもらえない
- ☐ びょういん つ い 病院に連れて行ってもらえない
- ☐ しょくいん ちか 職員が近くにいない時間がある
- ☐ ふく よう い きれいな服を用意してくれない
- ☐ そうじをしてもらえない など



びょうき ばあい こころ ひつよう ばあい
病気になった場合や、心のケアが必要になった場合は、
びょういん ちりょう う
病院で治療を受けることができます。

ぐあい わる きも お こ おさ
具合が悪いときや気持ちが落ち込んだりイライラが収まら
ないときは、さとおや しせつ ひと はな
ないときは、里親さんや施設の人に話してください。

からだ こころ けんこう
あなたの体と心が健康でいることは
とても大切なことだよ。



あなたは、大切にしているものや必要なものを自分で持つ
ことができます。

ただし、持っているとしんぱいなものやあぶないものは、さとおや
さんや施設のひととよくそうだんき相談して決めます。

○あなたの大切にしたいもの、おもいでなん
じゆうかに書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

あなたとおな
大切にしているものがあるよ。
ひと
その人のものも大切にしよう。

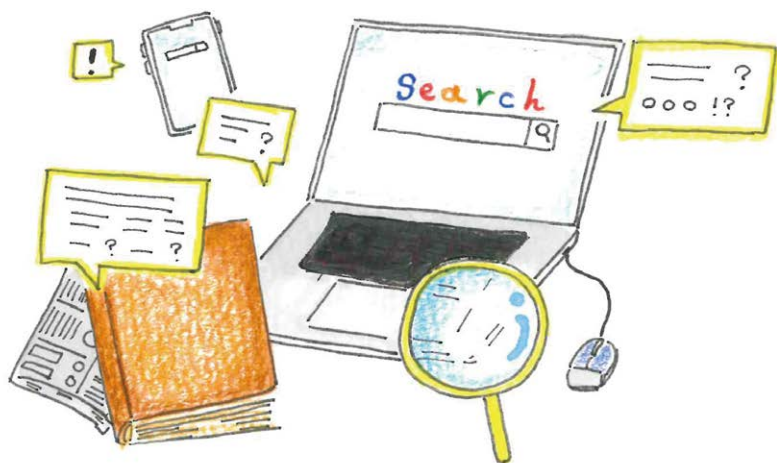


11

いろいろな情報や考え方を知る権利

あなたは、テレビ・本・新聞・インターネットなどを通じて、
あなたの成長に役立つ情報や考え方を知ることができます。

ただし、あなたの体と心を傷つけるおそれのある情報は、
調べることはできません。



あなたは、^{こうこう}高校や^{せんもんがっこう}専門学校、^{たんきだいがく}短期大学、^{だいがく}大学などで^{きょういく}教育
を受けることができます。

また、あなたが^{きぼう}希望すれば、^{こうこう}高校を^{そつぎょう}卒業しても、^{さとおやかてい}里親家庭や
^{しせつ}施設から、^{せんもんがっこう}専門学校や^{たんきだいがく}短期大学、^{だいがく}大学に通うこともできます。

^{しんがく}進学に必要な^{ひつよう}お金については、^{かね}奨学金などの^{しょうがくきん}支援制度
を使って^{つか}安心して^{あんしん}進学できるよう、^{しんがく}里親さん、^{さとおや}施設や
^{じどうそうだんじょ}児童相談所の^{ひと}人が^{おうえん}応援します。

^{しょうらい}将来、どの^{しんろ}進路を選ぶかは、あなたの^{えら}選択が^{せんたく}一番^{いちばんだいじ}大事です。
^{しんろ}進路について、わからないことや^{なや}悩みがある場合は、^{ばあい}里親さ
んや^{しせつ}施設の人、^{ひと}学校の^{がっこう}先生などに^{せんせい}いつでも^{そうだん}相談してください。

^{きょうみ}○興味があること、^{しょうらい}将来やってみたいこと、^{じゆう}自由に^か書いてみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....



あなたは、自由にものごとを考えたり、信じたり、宗教を選んだりすることができます。

一緒に生活する里親さんや施設の人が信じる宗教に無理に参加する必要はありません。

まわりの人も同じように、いろいろな考え方を持っていますので、その人の考え方も大切にしましょう。



あなたは、自由に遊んだり、休みたいときに休んだりすることができます。また、趣味を楽しむことができます。

自由な時間が少ないと感じるときは、里親さんや施設の人に相談してください。

○あなたの趣味や好きなことは何かな？

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



あなたは、クラブ活動の仲間や気の合う友達などと交流
することができます。

思いやりややさしさを大切にして交流してください。



あなたは、自立した後も里親さんや施設の人に相談することが出来ます。

里親家庭や施設を離れてみると、それまで思っていなかった悩みや心配事が出てくるかもしれません。

あなた自身のこと、生活のこと、仕事や学校のこと、異性のことなど、つらいことや困ったことは一人で抱え込まずに、里親さんや施設の人に相談してください。

また、あなたが自立する前に、自立後の生活を応援してくれる相談機関と一緒に、あなたの支援プランを考えることも出来ます。

たくさんの大人が、あなたのことを応援しています。



こま 困ったときに相談するところ



あなたが、何か^{なに}困^{こま}ったり、あなたの権利^{けんり}が守^{まも}られていないと思^{おも}ったときは、相談^{そうだん}しやすい人^{ひと}にどんなことでも相談^{そうだん}してみましょう。必^{かなら}ず相談^{そうだん}にのります。

■ じどうそうだんじょ 児童相談所

	くまもとけんちゅうおうじどうそうだんじょ 熊本県中央児童相談所	☎096-381-4451
	くまもとけんやつしろじどうそうだんじょ 熊本県八代児童相談所	☎0965-32-4426
	くまもとしじどうそうだんじょ 熊本市児童相談所	☎096-366-8181

▼ たんとう ひと 担当の人は

ねん 年	がつ 月から	さん
ねん 年	がつ 月から	さん
ねん 年	がつ 月から	さん

■ くまもとけん 熊本県 (里親^{さとおや}さんや施設^{しせつ}の人^{ひと}にいやなことをされたとき)

こ 子ども	かていふくしか 家庭福祉課	くまもとけんしゃかいふくししんぎかい 熊本県社会福祉審議会	じどうふくしせんもんぶんかい 児童福祉専門分科会	しんさぶかい 審査部会	じむきょく 事務局
☎096-333-2228					

■ くまもとし 熊本市 (里親^{さとおや}さんや施設^{しせつ}の人^{ひと}にいやなことをされたとき)

こ こども	かていふくしか 家庭福祉課	くまもとししゃかいふくししんぎかい 熊本市社会福祉審議会	じどうふくしせんもんぶんかい 児童福祉専門分科会	しんさぶかい 審査部会	じむきょく 事務局
☎096-366-3030					

さとおやかんけい

■ 里親関係

	くまもとけんさとおやきょうぎかい 熊本県里親協議会	☎096-201-4295
	くまもとけん きょうぎかい 熊本県ファミリーホーム協議会	☎096-380-4666
	アグリ	☎096-227-6892
	きらきら	☎096-383-8100
	ゆうり かい 優里の会	☎0965-62-8998

■ あなたが相談したい人

なまえ 名前	でんわばんごう 電話番号

■^たその他の相談先^{そうだんさき}

^{じかん こども} 24時間子供SOSダイヤル ^{しょうちゅうがくせい} ※小中学生のいじめや ^た その他の ^{なや} 悩み相談 ^{そうだん}	☎0120-0-78310
チャイルドライン ^{さい} ※18歳までのこどものための ^{そうだんさき} 相談先 ^{まいにち} ※毎日 16:00～21:00	☎0120-99-7777
^こ ^{じんけん} ^{ばん} 子どもの人権110番 ^{じんけん} ^{かん} ※こどもの人権に関すること ^{げつ} ^{きん} ※月～金 8:30～17:15	☎0120-007-110
アドボケイト ^{はなし} ^き ※あなたの話を聴き、 ^{きぼう} あなたが希望すれば、 ^{おも} ^{とど} あなたの思いを届けたい人に伝える ^{てつだ} ^{ひと} お手伝いをする人	

こ けんりじょうやく じどう けんり かん じょうやく 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

にほん きょうかいしやうやく
日本ユニセフ協会抄訳

ぜんぶんしやうりやく
前文（省略）

だい じょう こ ていぎ 第1条 子どもの定義

さい ひと こ
18歳になっていない人を子どもとします。

だい じょう さべつ きんし 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国
のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どん
な意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかない
か、親がどういふ人であるか、などによって差別されません。

だい じょう こ にもっともよいことを 第3条 子どもの権利

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは
何かに だいいち かんが 何を第一に考えなければなりません。

だい じょう くに ぎむ 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行
したりしなければなりません。

だい じょう おや しどう さんちやう 第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を
さんちやう 尊重します。

だい じょう い けんり そだ けんり 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき けんり
第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、
なまえ こくせき おや し おや そだ けんり
名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり
第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものを
くに こ なまえ こくせき かぞく かんけい じぶん じぶん しめ
むやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

だい じょう おや ひ はな けんり
第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から
おや ひ はな けんり
引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることが
ひ はな みと ばあい おや あ れんらく
できます。

だい じょう べつべつ くに おや あ けんり
第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を
くに べつべつ くに おや こ あ いっしょ
出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとるこ
で い はいりょ おや くに す こ おや れんらく
とができます。

だい じょう くに つ けんり
第11条 よその国に連れられない権利

国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないように
くに こ くに そと つ じぶん くに
します。

だい じょう いけん あらわ けんり
第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもってい
こ じぶん かんけい じゅう じぶん いけん あらわ けんり
ます。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。
いけん こ はったつ おう こうりょ

だい じょう ひょうげん じゅう
第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
こ じゅう ほうほう かんが った けんり し けんり

だい じょう しそう りょうしん しゅうきょう じゅう
第14条 思想・良心・宗教の自由

こ しそう りょうしん しゅうきょう じゅう けんり
子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

だい じょう けっしゃ しゅうかい じゅう
第15条 結社・集会の自由

こ ひと いっしょ だんたい しゅうかい おこな けんり
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

だい じょう プライバシー・名譽の保護
第16条

こ じぶん かぞく す でんわ まも
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だい じょう てきせつ じょうほう にゅうしゅ
第17条 適切な情報の入手

こ じぶん せいちょう やくだ おお じょうほう て い けんり くに
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報がよく提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

だい じょう こ 子どもの養育はまず親に責任
第18条

こ ぞだ せきにん りょうしん ほごしゃ くに てだす
子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

だい じょう ぼうりょく ほご
第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、こ ぼうりょく ふとう あつか う
どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

だい じょう 家庭を奪われた子どもの保護
第20条

かてい うば こ かてい かんきょう こ
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

だい じょう ようしえんぐみ
第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

だい じょう なんみん こ
第22条 難民の子ども

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

だい じょう しょう がいのある子ども
第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

だい じょう けんこう いりよう けんり
第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

だい じょう しせつ はい こ
第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

だい じょう しゃかいほしょう う けんり
第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などをを受ける権利をもっています。

だい じょう せいかつすいじゅん かくほ
第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからださがすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

だい じょう きょういく もくてき
第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

しょうすうみんぞく こ とち す ひと こ みんぞく
少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族
ぶんか しゅうきょう けんり
の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

だい じょう ゆうかい ばいばい ほ ご
第35条 誘拐・売買からの保護

くに こ ゆうかい う か まも
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

だい じょう さくしゅ ほ ご
第36条 あらゆる搾取からの保護

くに こ しあわ りえき え こ
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもをまも守らなければなりません。

だい じょう ごうもん しけい きんし
第37条 拷問・死刑の禁止

どんな こ たい ごうもん にんげんてき あつか
子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、つみ おか ぞんげん まも ねん あつか う けんり
罪を犯したいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

だい じょう せんそう ほ ご
第38条 戦争からの保護

くに さい ぐんたい さんか せんそう
国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもをまも守るために、できることはすべてしなければなりません。

だい じょう ひがい こ かいふく しゃかいふっき
第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰

ぎゃくたい にんげんてき あつか せんそう ひがい こ こころ きず
虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やかからだの傷をなおし、しゃかい しえん う
社会にもどれるように支援を受けることができます。

だい じょう こ かん しほう
第40条 子どもに関する司法

つみ おか こ ひと じんけん たいせつ まな しゃかい
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき じぶん じしん やくわり は かんが あつか けんり
自分自身の役割をしっかりとらせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

～フリーページ～

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.

たい せつ 大切なあなたへ

～こどものけんりノート～

れい わ ね ん が つ
令和 5 年 3 月

くまもとけん こ かてい ふくしか くまもとし かてい ふくしか
熊本県子ども家庭福祉課、熊本市こども家庭福祉課、
くまもとけんちゅうおうじどうそうだんじょ くまもとけんやつしろじどうそうだんじょ
熊本県中央児童相談所、熊本県八代児童相談所、
くまもとしじどうそうだんじょ くまもとけんようごきょうぎかい
熊本市児童相談所、熊本県養護協議会、
くまもとけんさとおやきょうぎかい くまもとけん きょうぎかい
熊本県里親協議会、熊本県ファミリーホーム協議会、
くまもと きかんきょうぎかい
熊本フォスティング機関協議会、
くまもとけんじどうかていしえん きょうぎかい
熊本県児童家庭支援センター協議会